

平成 12年 8月  
東長崎土地区画整理事務所

# まちづくり・かわら版

平間・東地区のまちづくり情報誌 (NO. 11)

## [地区界測量のお知らせ]



盛夏の候、皆様方におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、5月末より、まちづくり勉強会・総会を各地区で開催し、多くの皆様にご出席していただきました。その中で、活発なご意見とご要望を数多くいただきました。

お忙しい中ご出席された皆様方にはあらためて御礼申し上げます。

### 『まちづくりかわら版の内容』

1. 5月のまちづくり勉強会・総会のご報告
2. 地区界測量の実施

## 1. 5月のまちづくり勉強会・まちづくり総会のご報告

平間・東地区土地区画整理事業では5月下旬から6月初旬にかけて平間・馬場・清藤の3地区において、それぞれまちづくり勉強会、まちづくり総会を計6回開催させていただき、地区の皆様方から、直接ご意見を頂きました。

ここで、あらためて、その時の総会等でお伝えしたことや今後の予定などをご報告いたします。



○今年度は事業開始の年です。今までと違って現場での作業が出てまいります。そのひとつが**地区界測量**です。

平間・東地区土地区画整理事業の施行地区の外周を正確に測量するため、地区の境界に当たる地権者の方々に現地での立会いをお願いいたします。また、境界立会いについては、長崎市職員及び測量業者がお伺いすることになりますので、地区界周辺の地権者や関係者の方はご協力をお願いいたします。

○測量作業日程は以下のとおりです。

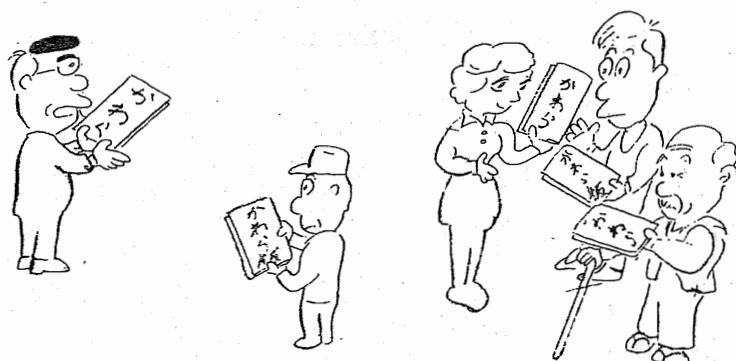
- ・ 7月 测量事前調査
- ・ 8月 7日より 地権者の方と境界立会
  - 8月 7日～10日 平間町地内（野畠、和田、古河、坂田周辺）
  - 8月 11日 東町・平間町地内（一の坪A、坂田周辺）
  - 8月 17日 平間町地内（榎木、坂田周辺）
  - 8月 21日～23日 東町・平間町地内（清藤1班、城山周辺）
  - 8月 24日 平間町地内（坂田、国道34号沿）

○今後の予定

- ・ 9月 平間・東地区土地区画整理事業施行条例を長崎市議会へ上程
- ・ 12月 都市計画道路、土地区画整理事業の都市計画変更
- ・ 3月 平間・東地区土地区画整理事業の事業認可



総会等では、まだ換地設計に着手していないため（平成14年度予定）、皆様方の個々の宅地の減歩率がどれくらいになるのかなどといった疑問や要望等について、全てはお答えすることはできませんでしたが、これからのお作業日程と事業へのご理解を得ることができ、大変意義深いものだったと考えています。



また、今後皆様にお伝えすることのなかには、重要な内容が多くなりますので、配布されるかわら版は必ずお読みいただき、大切に保管しておいて下さい。また、開催される総会等にはぜひご出席下さいようお願いします。

## 2. 地区界測量の実施

前回のかわら版でもお伝えしていますが、地区界測量は土地区画整理事業に必要な区域の面積を確定するための測量であり、重要な作業です。皆様方に直接影響のある換地設計もこれが終了しないと作業に入れません。

東長崎土地区画整理事務所としては、作業日程どおりの立会いの完了を目指して全力を尽くしますので、関係者の皆様方にもご協力の程よろしくお願いします。



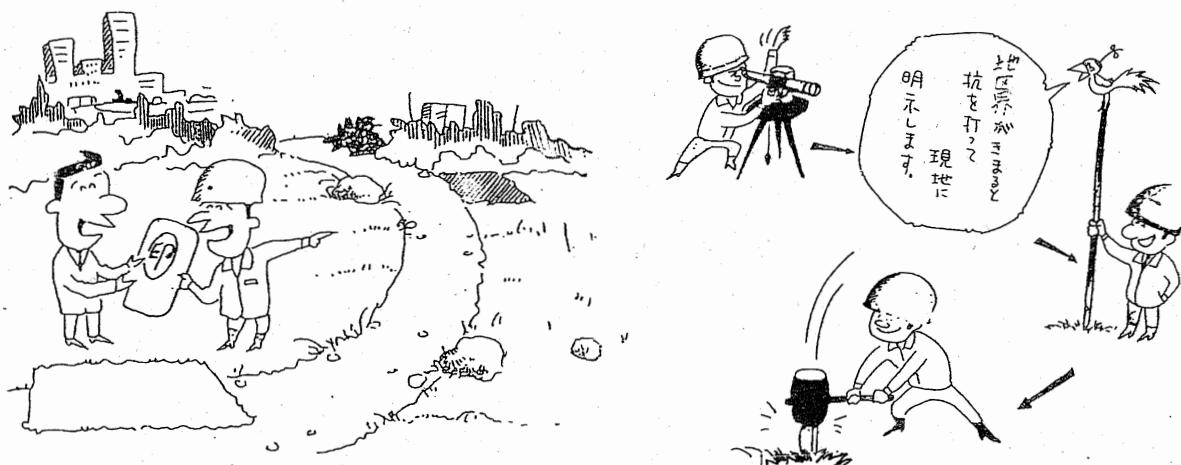


境界立会いの流れ

登記簿

- ① 立会いのご連絡は、日時を明記した**立会依頼書**を土地所有者または管理者の方に直接お送りし、お知らせします。
- ② その後、日程等に支障がなければ予定の日時に現地へお出でいただき、地権者の方々及び長崎市で境界の立会いを行います。
- ③ 立会いが終了すると、**立会確認書**に皆様方の署名、捺印（みとめ印）をいただき終了となります。
- ④ 立会いが何かの都合でできなかったり、境界が確定できなかった場合は、後日あらためて立会いをやり直すことになります。

境界立会いは、このような作業の流れで行います。立会われる皆様方には猛暑の折り大変でしょうが、早期の事業着手のためご協力をお願いします。



ご意見、ご質問がございましたらお近くのまちづくり委員さん、または下記の事務局までご連絡ください。

事務局 長崎市東長崎土地区画整理事務所 企画係  
連絡先 095-839-5381

担当 本田、清田、水田